

# サイバー犯罪条約

日本への影響は!?  
表現規制は起こるのか!?

2022年3月2日版

山田太郎事務所

V5

---

お知らせ

# 今後のイベント

終了

日にち	都市	イベント	フォーラム
2/13 (日)	熊本	大九州合同祭34 in 熊本	オンライン
2/20 (日)	東京	COMITIA139	オンライン
3/6 (日)	東京	サンシャインクリエイション2022	14:30～街宣@池袋
3/21 (月・祝)	東京	HARU COMIC CITY 30 ～30回記念～	詳細調整中
3/27 (日)	仙台	仙台コミケ267 春仙コミ2022	詳細調整中
4/2 (土)	名古屋	コミックライブin名古屋	詳細調整中
4/3 (日)	横須賀	ZERO FESTA 53	詳細調整中
4/10 (日)	広島	広島コミケ242	詳細調整中
5/3 (火・祝)	東京	SUPER COMIC CITY 29	詳細調整中
5/4 (水・祝)	東京	SUPER COMIC CITY 29	詳細調整中
5/29 (日)	大阪	COMIC CITY 大阪 122	詳細調整中
6/5(日)	札幌	北海道コミティア	詳細調整中

山田太郎を応援する

# 山田太郎をSNSで応援する

参議院議員  
山田太郎

お知らせ

表現自由

活動報告

こども

不安

報道記事

デジタル

イベント

経済

キーワードで検索



表現の自由を守る >

子どもや障がい者に優しい社会 >

若者の将来不安の解消 >

デジタル社会の諸課題の解決 >

経済成長をもたらす >

ここを  
クリック！



# 山田太郎をもっと応援する（オンラインサロン・ご寄付）

参议院議員  
山田太郎

お知らせ

表現自由

活動報告

こども

不安

報道記事

デジタル

イベント

経済

キーワードで検索



表現の自由を守る >

子どもや障がい者に優しい社会 >

若者の将来不安の解消 >

デジタル社会の諸課題の解決 >

経済成長をもたらす >

ここを  
クリック！





# オンラインサロン会員

 オンラインサロン会員

 ご寄附のお願い

 自民党入党のお願い

## オンラインサロン会員

オンラインサロン会員になっていただいた方と山田太郎が、そして、支援者同士も繋がることのできるオンラインサロンを運営しています。（会員特典は変更となる場合がございます）

### 会員特典

- 1 オンラインサロンへの参加（Discordにて参加）
- 2 毎週水曜日さんちゃんねる終了後の会員限定のトークにご招待
- 3 さんちゃんねるで取り上げて欲しいテーマをリクエスト
- 4 山田太郎に直接要望（LINEにて）
- 6 政策に関するプロジェクトの新規立ち上げ
- 7 山田太郎のメルマガ（シルバー会員・ゴールド会員限定）  
（月に1度程度配信、特に表現の自由を守る活動について）  
※サンプルをリンク

# ご寄付のお願い

🏠 オンラインサロン会員

😊 ご寄附のお願い

🗳️ 自民党入党のお願い

## 😊 ご寄附のお願い

より充実した政治活動を行うために、皆さまからのご献金を募っております。いただいた寄付はすべて山田太郎の政治活動に有益に用いさせていただきます。

### ⚠️ ご注意事項

- 個人の寄付額は年間上限150万円を原則とさせていただきます。
- 外国籍の方は寄付できません。
- ご本人以外の名義または匿名による寄付はできません。
- 年間5万円を超える寄付（50,001円以上の寄付）については寄付者の氏名・住所・職業・寄付した金額と年月日が収支報告書・官報に掲載、開示されます。
- 年間5万円以下のご献金であっても、寄附金の控除を受けた場合、氏名・住所・職業・寄付した金額と年月日が収支報告書に掲載、開示されます。
- 個人情報は上記目的以外には使用いたしません。

[お問い合わせ・お申し込みはこちら >](#)

ここをクリック！



# ご寄付のお願い (選挙ドットコム)



マンガ・アニメ・ゲームなどの表現の自由を守ろう！

選挙 [第25回参議院議員選挙](#) (2019/07/21)

選挙区 [比例代表](#) 自由民主党 [当選]

肩書 参議院議員/表現の自由を守る会代表

党派 自由民主党

その他

サイト    

「山田 太郎」をご支援いただける方は、是非個人献金をお願い申し上げます。  
みなさまの役に立てるよう、日々の活動に大切に活用させていただきます。※選挙ドットコム会員登録（無料）  
が必要です

¥ この政治家に献金する

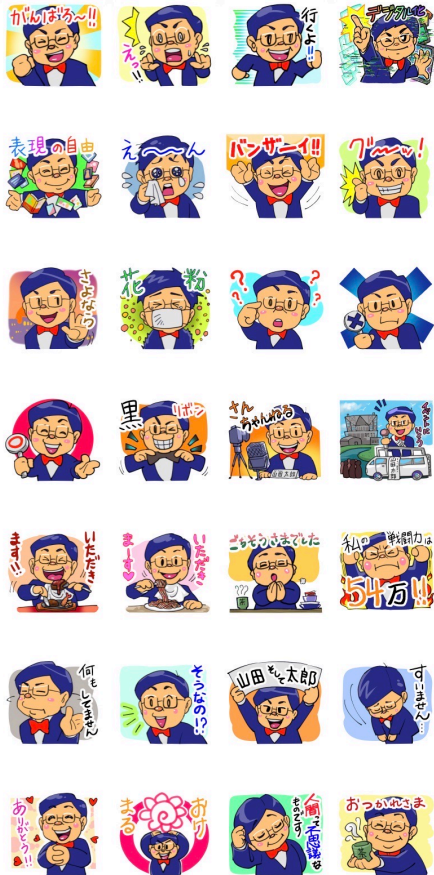
こちらからお願い  
します

# 山田太郎スタンプ リリース



山田太郎  
山田太郎スタンプ

参议院議員山田太郎がスタンプに！ 日常で使いやすいフレーズから「表現の自由」や「さんちゃんねる」など定番ネタも盛り沢山。あなたのトークを山田太郎が盛り上げます！



# 今日の特集

1月13日配信  
2022年どうなる？  
表現の自由 外圧編より

# 2022年 表現の自由に関する動向 (外圧編)

# 2022年 表現の自由に関する動向

1月13日配信  
2022年どうなる？  
表現の自由 外圧編より

## 女子差別撤廃条約

昨年2021年に日本が提出した実施状況（第9回報告）について対面審査と最終見解

## サイバー犯罪条約

サイバースペースの利用を規制する国際条約の草案について今年2022年1月から協議を開始

## インターポール決議

エンドツーエンド暗号化に懸念を表明し、加盟国のプロバイダーが執行機関の法的要求に対応できるよう要請する決議

## 欧州委員会規則

企業が児童の性的虐待を検出、報告、削除することを義務化する規則を提案予定

## Equality Now

オンラインでの性的搾取・虐待についてグローバルスタンダードに沿った国内法を制定する等の基準を提唱

# サイバー犯罪条約

# サイバー犯罪条約をめぐる動き

## 2019年12月 国連総会決議74／247

### 「犯罪目的でのICTの利用に対処するための国際条約」策定のためのアドホック委員会設立が決定

(international convention on countering the use of information and communications technologies for criminal purposes)

## 2021年5月10～12日 組織会合開催

同決議等に基づき、同委員会のモダリティ等を決定する会合が開催

## 2021年5月26日 国連総会決議案が採択（決議75／282）

組織会合の結果も踏まえた同委員会のモダリティ等に関する国連総会決議案を採択  
2023年の総会でサイバー犯罪対策条約案を提出することに

## 2022年2月28日～3月11日 第一回交渉会合


同決議に基づき、2022年1月から、実質的な条約交渉が開始される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて予定を変更

## 2023年9月 第78回国連総会に草案を提出（予定）



# サイバー犯罪条約の概要

## サイバー犯罪に関する条約 (Convention on Cybercrime : 通称ブダペスト条約)

- サイバー犯罪の防止及び抑止を目的として、違法なアクセス等コンピュータに関連して行われる一定の行為の犯罪化、捜査手続の整備、国際協力の諸手続を定める。
- |                 |   |
|-----------------|---|
| 2001年11月        | ハンガリー・ブダペストにて署名式開催 (我が国は他のG7諸国とともに署名)       |
| 2004年 4月        | 国会で条約の締結につき承認                               |
| 2004年 7月        | 条約発効  |
| 2011年 6月        | 我が国で国内担保法が成立                                |
| <b>2012年 7月</b> | <b>我が国が条約締結の受諾書を欧州評議会事務総長に寄託 (アジア初の締約国)</b> |
| <b>2012年11月</b> | <b>条約が我が国について効力発生</b>                       |
| 2022年 3月現在      | 締約国66か国 (G7等)                               |
- 

### 国境を越えたサイバー犯罪の防止・抑止のための国際的枠組み

刑事実体法 (犯罪化)	刑事手続法 (捜査手段の整備等)	国際協力
違法なアクセス・傍受、コンピュータ・システムの妨害、ウイルス製造等の犯罪化	コンピュータ・データの保全、提出命令、捜索、押収等の手続	捜査共助、犯罪人引渡し等

### サイバー犯罪条約の活用による国際社会の平和と安定及び我が国の安全保障の実現

○2021年9月サイバーセキュリティ戦略「サイバー犯罪対策については、サイバー犯罪に関する条約等既存の国際的枠組み等を活用し、条約の普遍化及び内容の充実化を推進するとともに、・・・サイバー空間における法の支配及び一層の国際連携を推進する。」

# 現行のサイバー犯罪条約

## 留保（第42条）※

いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、**特定の条に定める留保を付する旨を宣言することができる。**

## 児童ポルノに関する留保

サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を描写したものを含む（9条2b及びc）

↓ しかし

我が国は、サイバー犯罪条約に関して、児童ポルノ禁止法第7条の犯罪に該当する行為以外の行為については、**条約9条1d及びe並びに2b及びcの規定を適用しない権利を留保している。**

↓ したがって

我が国は、およそ実在しない児童を描写した児童ポルノについて、サイバー犯罪条約に規定する義務を負うものではない。※

# サイバー犯罪条約に関する質問主意書（答弁書）のポイント

## 国際約束上の 児童ポルノの 定義に関する 質問主意書 答弁書 (2016年3月8日)

我が国が締結している国際約束において、**児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書及びサイバー犯罪に関する条約**のほかに「**児童ポルノ**」について定義しているものはないと承知

我が国は、**およそ実在しない児童を描写した児童ポルノ**について、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書に規定する義務を負うものではない。

我が国は、**およそ実在しない児童を描写した児童ポルノ**について、サイバー犯罪条約に規定する義務を負うものではない。

# 現行：サイバー犯罪条約（児童ポルノ関連）

## 第9条 児童ポルノに関連する犯罪

- 1 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
  - a コンピュータ・システムを通じて頒布するために児童ポルノを製造すること。
  - b コンピュータ・システムを通じて児童ポルノの提供を申し出又はその利用を可能にすること。
  - c コンピュータ・システムを通じて児童ポルノを頒布し又は送信すること。
  - d 自己又は他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノを取得すること。
  - e コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に児童ポルノを保有すること。
- 2 1の規定の適用上、「児童ポルノ」とは、次のものを視覚的に描写するポルノをいう。
  - a 性的にあからさまな行為を行う未成年者
  - b 性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者
  - c 性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的影像
- 3 2の規定の適用上、「未成年者」とは、18歳未満のすべての者をいう。もっとも、締約国は、より低い年齢（十六歳を下回ってはならない。）の者のみを未成年者とすることができる。
- 4 締約国は、1d及び3並びに2b及びcの規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

# ロシア案：サイバー犯罪新条約（児童ポルノ関連）

## 第15条 資料の作成と配布に関連するICT関連の犯罪 または未成年者のポルノ画像を含むオブジェクト

1 各締約国は、国内法に基づいて犯罪として立証するために必要な立法およびその他の措置を採用するものとします。

これは、意図的かつ権利なしに行われた場合の次の行為を行います。

- a 情報を通じて配布する目的で児童ポルノを作成するインターネットを含む通信ネットワーク。
- b インターネットを含む情報通信ネットワークを通じて児童ポルノを提供または利用可能にする。
- c インターネットを含む情報通信ネットワークを使用して、児童ポルノを配布、送信、公に表示、または宣伝すること。
- d 自分自身または他の人のためにICTを使用して児童ポルノを調達する。
- e コンピュータシステムまたは電子デジタルデータストレージデバイスに児童ポルノを所持している。

2 上記の第1項の目的のために、「児童ポルノ」という用語には、以下を視覚的に描写するポルノ素材が含まれるものとします。

- a 性的に露骨な行為に従事する未成年者。
- b 性的に露骨な行為に従事している未成年者のように見える人。
- c 性的に露骨な行為に従事している未成年者を表すリアルな画像。

この条文の目的上、「未成年者」という用語には、18歳未満のすべての人が含まれるものとします。ただし、当事者は16歳以上の年齢制限を要求する場合があります。

# 現行条約とロシア案の比較（児童ポルノ関連）

現行条約	ロシア案	変更点	概要
1項	1項	なし	犯罪化すべき行為：児童ポルノのネット上での a製造、b提供、c送信、d取得、e保有(電子的)
2項	2項	なし	児童ポルノの定義：性的にあからさまな行為を行う次のものの描写 a未成年者、b外見上未成年者、c未成年者の写實的映像
3項	※ナンバリングなし	なし	未成年者の定義： 18歳未満(16歳未満まで変更可)
4項	※記載なし	<b>留保なし</b>	締約国は、1d及び3並びに <b>2b及びc</b> の規定の全部又は一部を <b>適用しない権利を留保</b> することができる

# 背景：ブダペスト条約派 と 新条約推進派 の対立

サイバー犯罪に関する国際約束としては、既に、日米欧州諸国等が締結している欧州評議会策定の**ブダペスト条約**が存在。

## ブダペスト派（新条約反対派）

日米欧州諸国中心の表現の自由確保派

- ① 普遍性を有している
- ② 新たな形態のサイバー犯罪にも対処可能である
- ③ サイバー犯罪に対処するためには国境を越えるデータアクセスを認めることも必要である

**ブダペスト条約の普遍化を主張**

日本は反対

**反対 60**

## 新条約推進派

ロシア・中国を中心とした規制強化派  
ベラルーシ、カンボジア、イラン、ミャンマー、ニカラグア、シリア、ベネズエラ

- ① 地域条約に過ぎない
- ② 時代遅れの内容である
- ③ 国境を越えるデータアクセスに関する規定は主権侵害である

**新条約策定を主張**

棄権 33  
無投票 21

**賛成 79**

2019年12月 国連総会決議74/247、賛成79・反対60で可決・採択



# 日本政府のスタンス・これからの方針

- ▶サイバー犯罪は、その性質上、国境を越えて犯すことが容易である。我が国としても、国外からのサイバー犯罪を抑止するためには、新条約がサイバー犯罪に対処するために有効かつ適切な内容となり、他国の能力構築に資するよう確保することが重要。
- ▶また、サイバー犯罪では、重要な証拠が海外のサーバーに保管されているケースが多々あり、これに対処するためには国際協力が極めて重要。**新条約が、賛成派のためだけのものとなる場合、国際社会全体で統一的な協力が困難となり、犯罪者を利する結果となりかねないため、反対派であっても支持できる内容とするよう対処することが重要（例：ブダペスト条約と整合性のとれた内容とする等）。**
- ▶さらに、新条約賛成派の一部の国は、国家によるインターネット空間の統制とその正当化のための手段として新条約を利用することを狙っているともいわれている。我が国は自由・公正・安全なサイバー空間を確保するため、積極的に交渉に参加し、これを阻止する必要がある。
- ▶アジアでもサイバー犯罪は深刻化しており、アジアにおけるサイバー犯罪対策において主導的な立場にある我が国が交渉に参加し、積極的な役割を果たすことが国際社会からも期待されている。

**我が国は、以上の理由から、ブダペスト条約派と連携して新条約策定交渉に積極的に参加する必要がある。**

## 前文

我が国は、来るべき国連におけるサイバー犯罪に関する条約の起草に当たり、包摂的で透明かつ公正なプロセスを実現することを重視しているところ、正式な起草が始まる前に新条約のためのインプットを提供できることを嬉しく思い、この機会を提供した議長のイニシアチブに感謝する。

サイバー犯罪をめぐる課題は国により様々であるものの、サイバー犯罪は常に進化し続ける犯罪であり、かつ、全加盟国にとって共通の深刻な脅威であると認識しているところ、容易に国境を越える犯罪であるサイバー犯罪に対応するためには、各加盟国が協調して対策に取り組むことが重要である。したがって、我が国としては、新たな国際条約の内容を、全加盟国にとって合意可能な普遍的なものとすることによって、**世界全体でサイバー犯罪を防止し対処する能力を高め、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保することを目指すべき**と考えている。

この文書は、総会決議74/247によって設置されたアドホック委員会における議論を促進するため、新条約の適用範囲、目的及び構造に関する我が国の意見を述べるものである。

## 適用範囲

1. 国際的なサイバー犯罪対策を強化し、普遍的な国際枠組みを構築するために、国際社会は、まず、**刑事犯罪、刑事手続、相互援助等の国際協力に関する基本的かつ必要不可欠な規定**を中心に、しっかりとした枠組みを構築すべきである。
2. 新条約において犯罪化の対象とする行為は、**飽くまでサイバー犯罪に限定すべき**である。そして、サイバーを本質的要素とする犯罪（cyber-dependent crime）が対象犯罪の中心であるべきであって、サイバーを本質的要素としない犯罪（cyber-enabled crime）については、犯罪化の対象とする必要性が認められ、かつ、犯罪化することにつき各国から広く合意を得ることができた行為に限り、その対象とすべきである。
3. 新条約は、サイバー犯罪に関する議論に関連する他のフォーラムでの議論や作業を考慮しつつ、作業の重複や阻害を避けることを目的として、**サイバー犯罪と闘うための既存の枠組みにおける過去及び現在の議論にしっかりと基づくべき**である。
4. 国家間の差異にかかわらず、情報通信技術のあらゆる利用方法に一般的に適用される普遍的な国際枠組みを創設し、将来における技術の発展に対応するために、新条約の規定はテクノロジー・ニュートラルなものとするべきである。
5. サイバー犯罪対策は重要であるといえども、**適正手続の原則を害したり、人権に不当な制限を課したりするものであってはならない**。このような保障措置は、国際協力を成功させるための前提条件であるから、新条約には、適正手続及び人権保障について具体的な規定を設けるべきである。

## 目的

6. 新条約の第一の目的は、情報通信技術に関わるすべての保護されるべき人の安全と安心及びその利益の保護に貢献することである。これは、国境を越える様々な形態のサイバー犯罪に最も広く適用される普遍的な国際枠組みを確立し、捜査・訴追における二国間又は多国間の効果的な協力を支援することにより、世界全体のサイバー犯罪対策を強化することで達成される。
7. この目的を達成するために、新条約は、できるだけ多くの加盟国が遵守・実現できるような基本的かつ必要不可欠な条項を規定し、それによって既存の枠組みを強化しながら、サイバー犯罪に対する世界的な対策の水準を高めるべきである。

## 構造

8. 我が国は、以下のような基本構成を取ることが効果的と考えているが、条約の具体的な構成は、今後の交渉の中で柔軟に検討されることを支持する。
  - 用語の定義
  - 締約国が整備すべき国内的な措置のリスト
    - 犯罪化
      - ◇ Cyber-dependent crimeに当たる行為
      - ◇ Cyber-enabled crimeに当たる行為のうち、犯罪化の対象にすべきもの
    - データの保全、開示、提出等に関する手続規定
    - 人権保障等の保障措置
  - 犯罪人引渡し、相互援助等の国際協力
  - 最終条項

## ① 児童ポルノの定義

- サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を**視覚的に描写**したもの。
- 性的にあからさまな行為を行う未成年者の**音声**に広がることはないか。
- 性的にあからさまな行為を行う未成年者についての**文章**に広がることはないか。

## ② 締約国に関する「留保」の権利

- 非実在児童ポルノに関する犯罪化について留保の権利がなくなるのではないか。

## ③ 通信の秘密 / プライバシーとの関係

- 通信の秘密が制約されることにならないか
- 国民のプライバシーが政府や捜査機関に筒抜けにならないか

## ③ 通信の秘密 / プライバシーとの関係

- 大前提として**インターネット利用に制約を課す国際条約**であること
- ロシアはサイバースペースの利用を国際条約で規制しようとする取り組みには、欧米諸国や人権団体が反発している
- インターネット利用やソーシャルメディア上の**表現の自由を制限**することにより、ネットを封殺する試みだとみられており、一部の国ではインターネットの遮断やユーザーの統制強化が容易にできるようになる
  - 決議案を提出したのは、ロシア、ベラルーシ、カンボジア、中国、イラン、ミャンマー、ニカラグア、シリア、ベネズエラ
- 通信の秘密が一度破られると、様々な理由をつけられてしまい、通信の秘密や表現の自由が崩壊してしまう。「世界45か国が行っている常識は、ブロッキングである」「海外でもおこなっているのだから、日本でも……」は、いつもの常套手段。いわゆる外圧による日本変革論が起こり始める可能性も。

# Appendix.



# インターポール決議

# インターポール決議

2021年11月

← ここまで終了

第89回総会でエンドツーエンド暗号化を懸念する決議

2022年～

決議で要請されている、E2EE※プロバイダーに法執行機関に対して関連情報を提供する法的要求ができる体制整備、法執行機関がプラットフォームでのオンラインの児童の性的虐待を防止し、対応できるようにする国内法制定等について、国内ではどう対応するのか？

※ E2EE : End-to-end encryption、エンドツーエンド暗号化

# 欧州委員会規則

2022年1月

EU内務委員が児童の性的虐待の検出等義務化について言及

2022年～

EU内務委員であるイルバ・ヨハンソン氏が、独紙に、「企業が児童の性的虐待を検出、報告、排除することを義務付ける規則を今後数か月以内に提案する」と語った。

日本人及び日本企業への影響は？どう対応するのか？

※ EUの現在の規則では、児童の性的虐待犯罪を犯した疑いのあるユーザーの事例をフォローアップするかどうかは、ソーシャルメディアプラットフォームとメッセージサービスに任されている。

# Equality Now

2021年11月

オンラインでの性的搾取・虐待についての国際基準策定を提唱

2022年～

国際社会は、以下のような法的拘束力のある基準を採用すべきである。

各国政府はOSEAに関する以下のような国内法および政策を制定し、実施すべきである。

- グローバルスタンダードが存在する場合は、それに沿ったものであること。

※ Equality Nowは、ニューヨークに本部を置く国際的な女性の権利団体。

※ OSEA : Online sexual exploitation and abuse”  
オンラインでの性的搾取・虐待

# 各国の言論統制（再掲）



# 諸外国の言論統制

ドイツ

**SNS対策法**（2017年6月成立、同10月発行、2018年1月運用開始）※  
ヘイトスピーチやフェイクニュース、違法コンテンツの速やかな削除を義務付ける法律

カンボジア

**国家インターネット・ゲートウエー**（2021年2月署名、2022年2月導入予定）※  
秩序や安全に悪影響を及ぼす恐れがある場合に遮断を可能とする検閲システム

インド

**2021年情報技術規則**（2021年3月発表、同5月施行）※  
SNSの運営企業に法律で禁じられた情報の削除命令を出せる規則

ロシア

**巨大IT企業事務所設置法**（2021年7月成立）※  
1日50万人以上が利用する企業に来年1月までに国内事務所設置を義務付け

シンガポール

**外国介入対策法**（2021年10月成立、2022年施行予定）※  
SNSを駆使した外国からの世論操作を防ぐ目的の法律

ベトナム

**SNS規制新法案**（検討中）※  
有力投稿者の個人情報提供や24時間以内の問題投稿の削除等を検討中

EU

**デジタルサービス法案**（検討中）※  
当局からの削除等の措置命令・情報提供命令への対応義務等を検討中